

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年11月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第 697号	混合有機 質肥料	4・7 ・2混 合有機 質肥料	窒素全量 4.0 りん酸全量 7.0 加里全量 2.0	含有を許され る有害成分の 最大量は、公 定規格のお お	有限会社カネア 香川県高松市東植 田町409番地1	平成22年11月13 日